平成２９年（フ）第８７４号
東京都品川区西大井６丁目15―14―101
破産者　遠藤　　誠
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３６号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目35―16―201
破産者　櫻庭　規弘
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９８号
東京都品川区東大井１丁目11―25―207
破産者　竹治ヘルミリンネリこと　タケジ　ヘルミリン　ネリ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０５０号
東京都葛飾区西新小岩５丁目７番９号
破産者　株式会社大熊工務店
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３５号
東京都北区浮間５丁目４―43　株式会社グリーンキャブ赤羽営業所
破産者　真崎　政彦
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２４３号
東京都新宿区西新宿７丁目11番９号
破産者　有限会社ユーデイエフ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１８号
東京都江東区新大橋２丁目15番２号
破産者　株式会社ナイツブリッヂ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１９号
東京都江東区新大橋２丁目15―２
破産者　有坂　和広
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２０号
東京都練馬区下石神井６丁目４―７―201
破産者　井上　　徹
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１１号
東京都東久留米市浅間町２丁目24―４
破産者　中村　陽次
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１０号
東京都江東区大島７丁目８番１号
破産者　株式会社アイ・ディ・エス
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６１３号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15
破産者　草場　栄里
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６２４号
東京都新宿区高田馬場３丁目23番２号
破産者　株式会社エイチ・ツー・オー
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６２９号
東京都新宿区北新宿４―９―12―112、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西五反田２丁目15番９号
破産者　ピックスワーク株式会社
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６３５号
東京都江戸川区春江町２丁目16番20号
破産者　有限会社ヒューマンワークス
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６３６号
東京都江戸川区春江町２丁目16番20号
破産者　株式会社イーヒューマン
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６３７号
東京都江戸川区春江町２丁目16―20―106
破産者　武富　一郎
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６５６号
東京都港区赤坂６丁目２番14号
破産者　株式会社イーグルス
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６１号
東京都豊島区南大塚１丁目38番２号
破産者　株式会社Ｓｅｒｉｏ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３８号
埼玉県戸田市本町４丁目２―21―1003
破産者　橋野　勝己
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４２号
千葉県船橋市宮本６丁目５―12―102
破産者　矢野　　賢
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０８号
東京都調布市柴崎１丁目７―１　都営柴崎１丁目アパート１―201
破産者　嶋田　清美
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部